



---

# 鴻巣市いじめ防止等のための基本的な方針

---



平成26年11月

平成30年2月改定

鴻巣市・鴻巣市教育委員会

## 目次

はじめに .....	P 1
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 .....	P 2
1 策定の目的	
2 用語の定義	
3 いじめ防止等のための対策の基本理念	
第2章 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項 .....	P 3
1 いじめ防止等のために市が実施する施策	
(1) 組織の設置等	
(2) いじめ防止等のための基本施策	
ア 関係機関等との連携    イ 家庭、学校及び地域が連携した見守り活動の場づくり	
ウ いじめの早期発見のための措置    エ 教職員等の資質の向上及び人材の確保	
オ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進    カ 啓発活動の推進	
キ 財政上の措置等    ク いじめ防止等のための対策の調査研究の推進等	
2 いじめ防止等のために学校において実施する施策 .....	P 4
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめ防止等に取り組む組織 .....	P 5
(3) いじめの未然防止	
(4) いじめの早期発見 .....	P 6
(5) いじめへの対処	
(6) いじめの解消 .....	P 7
3 学校に係る重大事態への対処 .....	P 8
(1) 重大事態の意味	
(2) 教育委員会又は学校による調査等	
(3) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等 .....	P 9
第3章 その他いじめ防止等のための取組に関する事項	
市基本方針の取組の検証・見直し	

## はじめに

現在、いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが重要である。そこで、学校は自校の実態に応じた「いじめ防止基本方針」を策定し、その方針に基づき「いじめ防止」に取り組んでいる。

「いじめ」は、人間が社会生活を営むうえで必要かつ重要な人間関係のバランスが崩れる中で起こる現象である。人間関係は、互いに影響を与えながら築き上げていくもので、その影響力は人が関係を結び、集団や組織を作り、社会生活を営むにあたって不可欠であり、普遍的な要素でもある。その影響力の悪用・乱用が「いじめ」という現象が起こるメカニズムであり、その悪用・乱用である「いじめ」は偶発的ではなく、どこでも、だれでも起こりうる現象である。

鴻巣市ではこれまでに、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生してはいない。しかし、そうしたいじめが今後絶対に起こらないという保証はない。大人社会でもパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題が起こっている。また、メディアやインターネットを通して、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、他者を差別したりといった大人の振る舞いが子どもに大きな影響を与えると断言しても過言ではない。これも人間関係の中で起こる影響力の悪用・乱用の例であり、このように考えると、もはや「いじめ」は学校だけで取り組む問題ではなく、市民全体で取り組まなければその解決は望めないと言えるだろう。そして、いじめ問題は、本市の教育力と市民の成熟度をはかる一つの指標であると言えるのではないか。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り巻く大人一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。そして、いじめの問題は、心豊かで安心・安全・快適な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会における市民的な課題である。このように、市民総がかりでいじめの問題に対峙し、基本的な理念や体制を整備するために、市の基本方針を定める。

## 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 策定の目的

学校を含めた社会における市民的な課題であるいじめ問題の克服に向けて、児童生徒の尊厳を保持するとともに、家庭、学校、地域、市及び関係機関の連携のもと、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、本市におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめ防止等」という。)の基本的な方針を示すものとして、「鴻巣市いじめ防止等のための基本的な方針」(以下「市基本方針」という。)を定める。なお、市基本方針の策定に当たっては、文部科学大臣の定めたいじめの防止等のための基本的な方針を参酌(法第12条)するとともに、本市の実情を踏まえたものとした。

### 2 用語の定義

- (1) 「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条)
- (2) 「学校」とは、鴻巣市立学校設置及び管理条例(昭和47年鴻巣市条例第8号)別表第1及び別表第2に掲げる小学校及び中学校をいう。
- (3) 「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。
- (4) 「関係機関」とは、いじめ防止等に関係する市以外の行政機関をいう。
- (5) 「重大事態」とは、次のことをいう。
  - ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第1号)
  - イ いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号)※「いじめ防止対策推進法」の「児童等」は、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

### 3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、家庭、学校、地域、市及び関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

- (1) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができるよう、そして学校の内外を問わず地域社会全体

でいじめが起りにくい社会が築かれるよう、市民総がかりで未然防止に努める。

- (2) いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童生徒がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。
- (3) いじめは決して許されないことであり、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得ることから、いじめが児童生徒の心身に重大な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

## 第2章 いじめ防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめ防止等のために市が実施する施策

#### (1) 組織の設置等

市は、次の組織の設置等により、実効あるいじめ防止等のための対策を行う。

ア 教育委員会は、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るとともにいじめ防止等に関する対策を実効的に行うため、いじめ問題の対策に係る協議会（鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会）を設置する。

イ 教育委員会は、重大事態に対処し、及び同種事案の再発を防止するため、法第28条第1項に規定する調査等を実施する附属機関（鴻巣市いじめ問題調査委員会）を設置する。

ウ 市は、重大事態に対し必要があると認めるときは、法第30条第2項に規定する調査等を実施する第三者機関（鴻巣市いじめ問題再調査委員会）を設置する。

#### (2) いじめ防止等のための基本施策

市は、次の8つの基本施策に基づき、いじめ防止等のための対策を行う。

##### ア 関係機関等との連携

(ア) 市は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、家庭、学校、地域及び関係機関の連携を図るため、必要な相互の連絡調整を行う。

(イ) 市は、学校、保護者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、いじめ防止等のための対策に係る連携の強化や、保護者が児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした家庭への支援を行う。

(ウ) 市は、いじめ防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、国及び県に対して必要な措置を講ずるよう要請する。

- イ 家庭、学校及び地域が連携した見守り活動の場づくり
  - (ア) 市は、家庭、学校及び地域において、児童生徒が安心して過ごすことができるよう、児童生徒に対するあいさつ・見守り活動における連携を促進する。
  - (イ) 市は、地域における行事及び活動並びに団体やサークルにおけるスポーツ、文化活動等を通じて、児童生徒が人との関わりを大切にすることを育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童生徒が参加及び活躍できる環境づくりを促進する。
  - (ウ) 市は、毎年11月をいじめ防止月間と定め、児童生徒をいじめから守り、家庭、学校、地域及び関係機関と連携していじめ防止等の取組を推進する。
- ウ いじめの早期発見のための措置
  - (ア) 市は、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
  - (イ) 市は、学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な指導、助言又は援助を行う。
- エ 教職員等の資質の向上及び人材の確保
  - 市は、学校における研修の充実を通じた教職員の資質向上、生徒指導に係る職員体制の整備、臨床心理士、いじめ・不登校教育相談員等の専門的知識を有する者の確保等必要な措置を講ずる。
- オ インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進
  - 市は、児童生徒がパソコンや携帯電話、スマートフォン等のインターネット上でいじめに巻き込まれていないかを監視する取組の強化等を行い、いじめに対処する体制を整備する。
- カ 啓発活動の推進
  - 市は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、その理解を促すよう、学校、家庭、地域及び関係機関に対して必要な広報その他の啓発活動を行う。
- キ 財政上の措置等
  - 市は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、人的体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努める。
- ク いじめ防止等のための対策の調査研究の推進等
  - 市は、いじめ防止等のための必要な事項やその対策の実施状況について、調査研究及び検証を行うとともに公表する。

## 2 いじめ防止等のために学校において実施する施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ア 学校は、国、県及び市の基本方針を参酌し、当該小中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を策定する（法第13条）。
- イ 学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。
- ウ 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定後、速やかに公表し、保護者及び地域の理解と協力が得られるよう努めるとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- エ 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

### (2) いじめ防止等に取り組む組織

- ア 学校は、教職員、心理・福祉に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等により構成されるいじめ防止等に実効的に取り組む組織を設置する。  
また、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資する。
- イ 当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。
- ウ 当該組織は、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- エ 教育委員会は、当該組織が機動的に機能するよう人的配置等の支援を行うとともに、必要な指導、助言又は援助を行う。

### (3) いじめの未然防止

- ア 教育委員会及び学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童生徒を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- イ 教育委員会及び学校は、児童生徒が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- ウ 教育委員会及び学校は、児童生徒一人ひとりを大切にしたい指導を展開する。そして、主体的に参加できる学習活動を推進し、受容的な雰囲気と規律を重んじる学校運営を目指す。
- エ 教育委員会及び学校は、いじめ防止等に資する児童生徒の自主的な企

画及び運営による活動を促進する。

オ 教育委員会及び学校は、児童生徒、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

カ 教育委員会は、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の効率化等、学校運営の改善を支援する。

キ 学校は特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う

#### (4) いじめの早期発見

ア 学校は、日常的に児童生徒の様子や行動を観察することにより、保護者と連携を図りながら、児童生徒の変化を把握するよう努める。

イ 教育委員会及び学校は、いじめの実態を適切に把握するため、学校生活・思いやりアンケートの使用、児童生徒との面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。

ウ 教育委員会及び学校は、児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

エ 学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

オ 学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情や児童生徒の感じる被害性に着目するなど、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。

#### (5) いじめへの対処

ア 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対策組織に報告・相談する。

イ 学校は、いじめに係る通報を受けた場合において、児童生徒がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努める。

(ア) いじめを受けた児童生徒に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援

(イ) いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言

(ウ) 全体（学級、部活動、遊び仲間等）の問題として、児童生徒への指導

ウ 学校は、パソコンや携帯電話、スマートフォン等によりインターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐ



ため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて市その他の関係機関等の協力や援助を求める。

エ 学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

オ 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察署との連携を図る。

#### (6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

### 3 学校に係る重大事態への対処

#### (1) 重大事態の意味

ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第1号）

「いじめにより」とは、児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項第2号）

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

#### (2) 教育委員会又は学校による調査等

ア 学校は、重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて速やかに市長に報告する（法第30条第1項）。

イ 教育委員会又は学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施する（法第28条第1項）。なお、学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるときは、教育委員会が調査を実施する。

ウ 調査は、必要に応じて、教育委員会に設置した鴻巣市いじめ問題調査委員会が行う。

エ 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし（法第28条第2項）、提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。

オ 教育委員会は、学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う（法第28条第3項）。

カ 教育委員会又は学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、市長に報告する。なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者から申し出があったときは、いじめを受けた児童生徒又はその保護者

の所見をまとめた文書を受領し、当該文書を調査結果報告に添えるものとする。

(3) 重大事態の報告を受けた市長の再調査等

ア 市長は、法第28条第1項の規定により教育委員会又は学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、鴻巣市いじめ問題再調査委員会を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる（法第30条第2項）。

イ 再調査においても、当該児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。

ウ 市長は、教育委員会又は学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する（法第30条第3項）。

エ 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる（法第30条第5項）。

### 第3章 その他いじめ防止等のための取組に関する事項

#### 市基本方針の取組の検証・見直し

市は、市基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、鴻巣市いじめ問題対策連絡協議会において検証し、必要に応じて見直す。

#### (基本方針の改正)

平成26年11月決定

平成30年 2月改定